

平成28年度 第2回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成29年2月2日(木) 小松市庁舎 低層棟4階 第3委員会室		
委員 (委員数4名) (出席者4名)	委員長 潮津 勇 委員 石田京子 委員 高見健次郎 委員 宮島昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 平成28年度12月末までの平均落札率等の状況 (2) 審議事案 審議対象案件の審議 (3) 「総合評価方式の評価項目」について 3 閉会		
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日		
抽出案件	6件		
物品	指名競争入札	2件	・小松市学校図書館ネットワークシステム(リース物件) ・セントラルモニタシステム
	指名競争入札	—	
工事	条件付き一般競争入札	3件	・(都)幸八幡線道路改良工事 ・市道向本折飛行場線 向本折大橋 耐震補強工事 ・こまつ看護学校空調設備復旧工事
	随意契約	—	
	指名競争入札	1件	・小松市中央浄化センター 2系水処理電気設備他更新詳細設計業務
委託	条件付き一般競争入札	—	
	随意契約	—	
	指名競争入札	1件	・小松市中央浄化センター 2系水処理電気設備他更新詳細設計業務
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり

委員会による報告
又は意見の具申

- ①事前見積りの取り方で入札前に競争を有利にさせたり、入札結果が分かるようなことのないよう十分注意すること。
- ②変動型失格基準価格では、意欲のない満額入札が落札に影響している入札結果が見受けられるので工夫すること。
- ③特殊工法の仮設工を任意工法として発注する場合は、施工条件を満たせばよいことを先に明記し、積算参考工法ありきの誤解を与えないよう入札公告の表現方法を検討していくこと。
- ④市民病院の医療機器の入札では、見積りを徴収した業者が有利にならないよう取り方を工夫すること。
- ⑤市民病院の過去の入札で次のことを調査し報告すること。
 - ・メーカーや機種を指定した入札と指定しなかった入札の比率
 - ・見積り徴収した業者と落札業者の関係

委員からの意見・質問、回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p>2</p> <p>(2) 審議事案</p> <p>審議対象案件の審議</p> <p>指名競争入札（物品）</p> <p>◎小松市学校図書館ネットワークシステム</p> <p>（リース物件）</p> <p>○物品費用と保守費用の内訳は自由に決定できるものなのですか。半々になっていますが、金額の中身はだれが決定しているものなのですか。</p> <p>○図書館ネットワークシステムというのは、小松市用に新たに作るものではなくて、一般的に流通している既存のシステムなのですか。</p> <p>○リースは、どういう流れで決められているかを知りたかったが説明で分かった。 4社も指名していて、3社辞退された点が、既存（汎用）のシステムならどうして1社しか入札しなかったのか疑問に感じた。これは単に金額が合わなかったからということですか。</p> <p>○最初に参考見積りを2社からとっていますが、この選択はどういうものですか。</p> <p>○複数から見積りをとるとのことだけ決まっているのですか。</p> <p>○（見積もりをとったところが）有利になることはないのかなと思った。</p> <p>○このシステムは県などの他のシステムと連携しているのですか。</p>	<p>●業者です。</p> <p>●業者が保有しているシステムです。 これまでF社のシステムを使っていましたが、機能を拡張して新たに更改したいということです。</p> <p>●これまでがF社なので、意欲をもっていただけと思ったが、価格が合わなかったのかと思います。ですから競争の結果の1社とします。</p> <p>●見積りは担当課がとっているのですが、近年の状況などを調べてとったのだと思います。</p> <p>●2社以上が原則ということだけです。</p> <p>●予定価格を公表しているので、有利になるわけではないです。</p> <p>●他の自治体は入っていません。</p>

○図書館のシステムと今回のシステムを連携するわけだが、会社が違うと難しいのでは。

●影響はないとのこと。

○F社からなぜ見積りをとらなかったのか。

●これまで不都合があったと聞いています。

○誰を指名するかで結果がわかる。事前に見積りをとることに注意してほしい。またこのようなケースがあったら、そういうところを注意的に見て下さい。

●はい。

○見積りをとっていたもう1社の業者が指名業者に入っていないが。

●N社と同系列であるのと、納入実績がない点を判断しました。

○入札の手続きに入る前に、見積りの取り方によってはその時点で競争が始まっているような事態になりかねない。今回は見積りをとった業者が有利になるような入札ではなかったのであればそれでいいが、入札前に変な競争が入らないようにしていく必要があるのかなと思いました。

●管財課からも担当課には十分注意するよう言っています。

指名競争入札

◎小松市中央浄化センター 2系水処理電気設備他更新詳細設計業務

○今回は落札率が低い案件を選びました。変動型失格基準価格調査というのは最低制限価格方式とはまた違うものなのですか。

●算出式は最低制限価格の算出と同じなのですが、コンサル業務の場合は最低制限価格方式になじまない面があるので、小松市ではダンピングでない限りは落札できる制度として、変動型失格基準価格調査制度というものを設けています。

○趣旨はダンピング防止ということなのですね。この制度のことは入札の段階でみなさん知っているのですね。

●はい。

○去年の4月に最低制限の引き上げがなされたことの影響はありますか。2%アップの変更がなければ、これは失格になっていたのですか。

●なっていません。

○今回入札があった8社のうち、5社が予定価格と同じ価格で、3万円だけ落としたものが1社、さらに次に同じような金額の2社がきている。上位の人たちと下位の人たちはどういう意図で出されたかわかりますか。

○いずれにしてもダンピングがあったわけではないのですね。

○最低制限価格がなければ、安いけど労働環境が悪くなる恐れがあり、市が発注する以上それはなくそうという趣旨で、落札率の高いところで落ち着きつつあるということはわかりました。予定価格そのものの適切性を変えているわけではなく、適切な予定価格であることは違いないということですね。

○満額で入れてくると、変動型失格基準価格を計算するときの有効入札者数に影響はないのですか。

○他の人が、満額で入れているやる気のない人たちのために、自由競争が妨げられているような結果になりかねないということですね。

○満額で入れてきた人を外して計算すると結果は変わってくるのでは。

○変動型失格基準価格というのは、業務に対して全てあるのですか。

○下位対象者数というのは有効入札者数の7割ですか。

○この制度を知っていても、満額で入れてくるのですね。こういうのは上下水道関係だけ

●予定価格と同額なのは、市からの指名に対して辞退しないが積極的ではないのではないかと思います。こういう場合は辞退してほしいところです。下の2社は最低制限価格付近での競争を意識した結果、近い価格になったと思います。

●はい。

●はい。

●平均が上がってしまうので、失格基準価格が上がり、本当ならできるかもしれない価格まで失格になってしまうことはあり得ます。この制度を作ったときは、こういうケースを想定していませんでした。

●そうですね。こういうケースでは欠点がみえてきました。

●そのため、価格の上から3割は除いて計算しているのです。これを公表している以上、平均の対象を変えることはできません。

●建設関係の業務は全て対象です。

●7割で切り上げです。

●はい。

なのですか。

○当日資料4ページの同日入札業務で、71%で失格になったというものがある。満額が影響している。

○満額の入札が結果的に与える影響というのが数字としてでてきている。入札システムの中では良い方向に働いていない。だからと言って、予定価格の範囲の満額で入れることがなんで悪いのかと言われるとどうにもならないので、一工夫した言い方で、良い方法がないか提示をしていく必要があると思う。そういう点での工夫をしてほしいと思う。

一般競争入札

◎(都)幸八幡線道路改良工事

○大項目評価の集計からして、施工提案型ではなくて施工実績型になり、66ページの技術提案というものは考慮しないということですね。逆転型だったので興味をもって抽出しましたが、特に質問はありません。

一般競争入札

◎市道向本折飛行場線 向本折大橋 耐震補強工事

○101ページで、仮設工法比較表がありますが、仮設に求められる条件というのはなんですか。

○それを示して、この条件であればなんでもいいというわけにはいかないのですか。

○この工法の金額を見積もって、金額と条件を示して、あとは考えてくださいというやり方はできなかったのか。仮設なので、施工術ではなくて条件だけ示せばいいのではと思

●変動型は算定に影響を及ぼすので、入札辞退の自由を伝えることがもっと必要なのかもと感じます。

●辞退すると次に指名に影響するのではないか、という心理が働いているとすれば、払拭したいと思います。

●橋が架かったままであること、仮設材を川の中に残さないこと、出水期を外して施工すること、河川断面を必要以上に侵さないこと、というのを条件にしています。

●予定価格のため、積算根拠を示さなければなりません。設計前のプロポーザル方式であればそのようなやり方ができたと思います。

●予定価格の積算根拠を示すには、積算内訳も必要なので、参考工法として示した。

う。この金額で条件も言え、業者の方もこの工法しかないとわかるのであれば言う必要もないと思う。

○他の業者もこの金額だとこの工法しかない
とわかるので、入りようがないのですね。

○工法を示すことが、本体の品質のためであればいいのですが、仮設でというところが気
になりました。

○安くていい工法があれば、指定してしまった方がすっきりしたと思う。ちょっと中途半
端だと思いました。

○神戸の地震以降、全国で橋脚の耐震補強の
例がたくさんあるのに、こういうことで悩む
のかなと感じました。

○十分に検討されたのであればそれでいいの
ですが、第三者から見るとはっきりしない雰
囲気もあるので、難しい工事だったなと思
いました。全国に例がないかなと思う。この工
法を指定しているのか、入札方法を調査す
れば良かったのではと思いました。

○情報の問題だと思う。専門誌やインターネ
ットで、こういう条件の中でやる方法を情報
収集し、コンサルにお任せではなく我々がど
ういう情報を掴んで比較検討するかが大事。
そういう姿勢があるのかどうか。

国土交通省が認定している工法の中でこれ
しかなかったのか。

○これが一番良い方法だとなると、全国すべ
て同じ条件になるのか。

●水中かつ水位と橋桁の間が1.6mほどし
かなく、工法が限られてくると予測はできま
した。

●仮設なので品質は必要以上に求める必要は
ないので、落札候補者が条件に合う工法の根
拠を示せば、落札決定という方法をとるしか
ありませんでした。

●検討の限りでは最も有利な工法だったが、
本当に説明しきれるかとなると、類似した工
法をもっているところがあるようなので、指
定にしませんでした。

●極めて低い桁下空間なので、実績の少ない
技術であり厳しい条件でした。

●安全を確保するために工法指定はあり得ま
すが、市レベルで随契に等しい発注はできま
せませんでした。

●今ある認定工法の中ではこれが唯一でし
た。登録が切れているが、過去に認定を受け
た類似の工法は少なくとも1社ありました。

●桁下空間などあくまでも現場条件によると
思います。今回の場合はできる工法が絞られ
た結果としかいいようがありません。

○コンサルが提案したもの以外で、自分たちで工法を探ったかどうかというところを聞いたかった。

○108ページで、「仮設工の設計図書は参考であり・・・」と書いてありますが、設計図書の中にこの工法が書かれているのですね。この工法を出した時点で、そこしか入札しないだろうとまわりがわかる。参考でありと書いてはあるけど、それありきなのかなと思う。

○工法は実際にはいくつある中から4つに絞られて比較対象になったのですか。資料を見ると、結局この工法にしたいという感じが見受けられる。

○〇社もその価格はだいたい一緒なのですか。

○この工法の名前を出さないといけないのか。積算金額内でやってくれということはできないのか。

○それでは任意になっていない。表現の問題で、「この工法がありますよ。他でもいいですよ」ではなく、「任意なのでこの条件を満たせばいいですよ。積算は一例としてこの工法でやっていますよ。」という書き方がよかったと思います。

○表現方法と言語の使い方だと思います。発注の仕方は誤解を与えないように検討してほしいです。

一般競争入札

◎こまつ看護学校空調設備復旧工事

○最低制限価格の上限が予定価格の90%な

●さきほど言った1社です。

●あくまでも参考で、指定はしていませんという意味だったのですが、第三者から見ると、ご指摘は否定できません。

●これは仮設の方法として大きく分類できる4つのタイプを比較したものです。

●実施設計の段階で、仮設工法を第2案に絞り、第2案に類する工法として現在国土交通省の新技术認定工法として唯一出ていたものなので、過去の〇社はとくに調べなかったようです。

●仮設だが工事は重要で、根拠を示さず発注することは出来ない考え方です。

●プロポーザル的なものが望ましかったかもしれませんが、本設計のなかで競争性をもたせたかったのですが、ご指摘どおりかと思えます。

●検討していきたいと思います。

●上限を設けないことも方法かもしれない

ので、同額になって当たり前だと思う。何か一工夫はないのか。

○今までくじはこんなにたくさんありましたか。

○くじが一番公平なので、仕方がないのかなと思います。競争原理が制限されている気もするが、最低制限価格も改良されながら運用されているので、制度上しょうがないとしか言いようがないと思います。

○みんなが90%で入れてくるということは、最初の価格設定が高すぎるということはないのですか。みんなが90%でできるということなので、予定価格を見直す余地はないのですか。

○179ページから始まる評価点の申請書ですが、最終的に1位になったものだけチェックをするというやり方をしているのはなぜですか。

○同率が多くなると、なにか問題はないのですか。

○今回の場合だと、見なかったものは1社だけということですね。この1社の点数がもし違っていたという場合はどうなるか。

○総合評価の実績型で、同点というのはよくあることなのですか。

○1年間は固定されるのでずっと同点なのですか。

○競争原理が働いていない気もするが、制度

が、適正範囲で安い価格の方がいいかと思います。

●最低制限価格が約2%引き上げられたことにより、上限の対象になる工事が増えてきました。くじは公平な方法のひとつだと思います。

●適正な積算価格というものを公表しているので、予定価格を下げるということではできません。

●事後審査方式であり、落札候補者だけ審査する。事務の省力化を図っています。

●ないです。くじで決まったとしても、その中でチェックして、間違っていれば無効にします。

●自己申告が間違っていて、チェックして上回ったとしても、自己申告の責任で評価はしません。

●初めてです。実績型だと客観的にわかるが、提案だと提案の評価で変わってくるので、今後の課題です。

●配置する技術者で点数が変わります。

上はしょうがないのかなと思います。

指名競争入札（物品）

◎小松市民病院 セントラルモニタシステム

○落札率が100%ということで注目した。参考見積りを2つとっていますが、これは任意の会社からとるのですか。何かルールがあるのですか。

○2つとも指名業者に入っていて、両方とも見積りの金額に8掛けくらいで入札額になっている。参考見積りというものが有利に働いているように思う。共済会に尋ねた金額でやるわけにはいかないのか。

○他の業者はすべて金額がオーバーしているが、初めからとる気がないということか。

○やはり参考見積りの2社は相場がわかるので有利だと思う。そのあたり何か工夫ができたらと思います。

○最初にこれと同じようなシステムはないか検討しましたか。

○大きい小さいではなく中身で決めましたか。モニタリングなので高度な技術を要した物品とは思にくい。同じ品番のものなので流れるルートによってだいたい価格が決まる。自治体病院共済会は、業者に対してこういう情報は出すのですか。

○自治体からは何か情報を提供しますか。

○自治体共済会の価格はどこから引っぱってきているのか。

○情報があればあるほど正当性・妥当性が上がるので、情報を共有して協力してやっ

●モニタシステムをもっている会社を調べてとっています。

●過去の入札率を参考にしました。

●予定価格を公表していないからです。

●〇社も検討しました。大きいところではこの2つです。

●自治体だけだと思います。

●情報をもらっているだけです。

●情報収集によるものだと思います。共済会から結果等を聞かれたことはないです。

●わかりました。

<p>くと思います。</p> <p>○機器ありきじゃだめなので、他にもないか機器の検討をしっかりとった上で決めてほしいと思う。</p> <p>インスリンポンプの入札は予定価格と落札金額が千円単位まで同じだが。</p> <p>○インスリンポンプの入札はメーカー指定だったのですか。メーカー・機種を指定した入札と、指定しなかった入札の比率を調査して報告してもらえますか。</p> <p>○医師や看護師等の現場で働いている人から安全面や使いやすさの意見を聞いて商品まで指定しているのですか。</p> <p>○その上でこの商品にしよう最終的に決定するのは事務局ですか。</p> <p>○自治体病院共済会から妥当金額を出してもらっているというのは、入札者の方々は知っているのですか。</p> <p>○予定価格は普通公表するのではないですか。</p> <p>○なぜ公表していないのか。</p> <p>○公表していないのに、予定価格と入札額が同額になる理由はなんですか。</p> <p>○落札者と見積りをとった業者との関係も調べて報告してもらえますか。</p> <p>○落札金額と予定価格がぴったり合うことが疑問です。</p> <p>見積りを2社からとって、内容を見ると、値引きの金額が違うだけで、どこまで値</p>	<p>●これは2回目の入札も不調になったので、最低応札業者と協議した結果です。</p> <p>●わかりました。</p> <p>●要望は聞いています。</p> <p>●入札審査委員会です。</p> <p>●知りません。</p> <p>●医療機器に関しては一切公表しておりません。</p> <p>●値引きの幅があり適正な予定価格が把握しにくい中で公表することで、業者の競争性が損なわれることを想定しているからです。</p> <p>●それはわかりません。</p> <p>●わかりました。</p> <p>●わかりました。</p>
---	--

引きできるかというものを聞いているだけなので、見積りをとった業者には有利に働いていると思います。指名する業者みんなから見積りをとることはできないものか。ぴったり一致というのは、避けなければならないかなと思います。

過去の入札についても、同じような傾向がないか調べていただきたいです。

○手続きは問題ないのでこれでいいですが、見積りのとり方を工夫して下さい。

○逆に指名しない業者から見積りをとることも考えてみて下さい。

○病院の調査結果については、出来次第委員に配布してください。

●1～2社だけではなく、指名業者のもっと多くから見積りをとるようにします。

●わかりました。

●わかりました。